

「指定通所介護」及び「日常生活支援総合事業」
重要事項説明書及び同意書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(京都府指定 事業所番号 第2673000846号)

当事業所は、「指定通所介護」及び「日常生活支援総合事業」利用契約書(以下「契約書」という。)に基づきご契約者に対して指定通所介護及び日常生活支援総合サービスを提供します。
事業所の概要や契約書に基づき提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」または総合事業における事業対象者と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆ 目次 ◆◆

1.事業者	2
2.事業所の概要	2
3.事業実施区域及び営業時間	2
4.職員の配置状況	3
5.当事業所が提供するサービスと利用料金	4
6.苦情の受付について	7
7.非常災害対策	9
8.緊急時における対応	9
9.事故発生の対応	9
10.個人情報の保護及び秘密の保持について	9
11.特別警報および警報が発令された際の対応について	10

1.事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | リヴライフコア株式会社 |
| (2) 法人所在地 | 京都府長岡京市天神二丁目5番15号 |
| (3) 電話番号 | 075-963-6090 |
| (4) 代表者氏名 | 代表取締役 小牧 知 |
| (5) 設立年月 | 令和3年9月 |

2.事業所の概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定通所介護及び日常生活支援総合事業サービス事業所 |
| (2) 事業所の目的 | リヴライフコア株式会社が開設するデイサービスきたえるーむ長法寺(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護及び日常生活支援総合事業(以下「介護サービス」という。)の適正な運営を確保する為に人員及び管理者運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従業員(以下「通所介護従事者」という。)が要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)にある高齢者等(以下「利用者」という。)に対し、適正な介護サービスを提供することを目的とする。 |
| (3) 事業所の名称 | デイサービス きたえるーむ 長法寺 |
| (4) 事業所の所在地 | 長岡京市長法寺川原谷27 |
| (5) 電話番号 | 075-874-3011 |
| (6) 管理者氏名 | 加藤 なみ |
| (7) 当事業所の運営方針 | 事業所の通所介護従事者は要支援、要介護状態等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。 |
| (8) 開設年月 | 令和6年8月1日 |
| (9) 利用定員 | 午前25名 午後25名 |

3.事業実施地域及び運営時間

- | | |
|----------------|---|
| (1) 通常の事業の実施区域 | 長岡京市、向日市(東海道新幹線以東を除く)、京都市西京区大原野上里地域・大原野東野町・大原野石見町・大原野上羽町・大原野灰方町(向日・善峰線以東除く) |
| (2) 営業日及び営業時間 | |

営業日	月～土(日曜祝日・ゴールデンウィーク・お盆・年末年始は休業日)
営業時間	月～金(9時00分～17時00分)
	土(9時00分～12時30分)
サービス提供時間	月～金(9時00分～12時05分 13時30分～16時35分)
	土(9時00分～12時05分)

4.職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護及び日常生活支援総合事業サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

『主な職員の配置状況』

※ 職員の配置基準については、指定基準を遵守

職種	人員	指定基準
1. 管理者	1名	1名
2. 介護職員	3名	3名以上
3. 生活相談員	2名	1名以上
4. 機能訓練指導員	1名	1名以上
5. 看護職員	2名	1名以上

『主な職種の勤務体制』

職種	勤務体制
管理者(従業者・業務の管理)	月～金 8:15～17:30(うち休憩1時間15分)、土 8:15～12:30(うち休憩15分)
介護職員(見守り、介助)	月～金 8:15～17:30(うち休憩1時間15分)、土 8:15～12:30(うち休憩15分)
機能訓練指導員 (機能訓練計画作成、助言)	月～金 8:15～17:30(うち休憩1時間15分)、土 8:15～12:30(うち休憩15分)
生活相談員 (利用者、家族の相談対応)	月～金 8:15～17:30(うち休憩1時間15分)、土 8:15～12:30(うち休憩15分)
看護職員(健康状態管理)	月～金 8:15～17:30(うち休憩1時間15分)、土 8:15～12:30

5.当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 |
| (2) 介護保険の適用がない場合利用料金の全額をご契約者に負担していただく場合があります |

- (1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条参照)

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常の7割～9割)が介護保険から給付されます。

または、指定を受ける市町村が定める基準により、給付されます。

<サービスの概要>

① 送迎サービス

- ご契約者の希望により、ご自宅と事業所の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域以外からのご利用の場合は、送迎費の実費が必要となります。

通常の事業の実施地域を越えてから、片道1km毎 30円

- ご契約者の都合により交通機関を利用し通所、帰宅した場合の交通費は、全て自己負担となります。また、その際の事故等の責任は一切負いません。

② 機能訓練

- 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

- ③ 生活指導
 - ・ ご契約者様の生活面での指導・援助を行います。
- ④ 健康チェック
 - ・ 血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
- ⑤ 相談および援助
 - ・ ご契約者様とご家族様からのご相談に応じます。

<サービス利用料金>（契約書第5条参照）

- (1) 下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)
- 介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割がご契約様の負担額(一定以上の所得がある65歳以上の利用者様は2割又は3割)となります。
- 尚、日常生活支援サービスは自治体ごとに料金が異なり、別紙のとおりとする。

ご利用料/事業所規模:通常規模
 地域区分:長岡京市・京都市(5級地 1単位:10.45円)
 向日市(6級地 1単位:10.27円)

■総合事業(長岡京市)〈要支援1・2・事業対象者〉週1回利用 <5級地 1単位:10.45円>

利用回数	2時間30分～3時間(総合事業)				
	基本単位	サービス利用料金	ご負担額(1割負担)	ご負担額(2割負担)	ご負担額(3割負担)
4回以上	1618単位/月	16908円/月	1691円/月	3382円/月	5073円/月
3回	1176単位	12289円/回	1229円/回	2458円/回	3687円/回
2回	784単位	8192円/回	820円/回	1639円/回	2458円/回
1回	392単位	4096円/回	410円/回	820円/回	1229円/回

■総合事業(長岡京市)〈要支援2〉週2回利用

利用回数	2時間30分～3時間(総合事業)				
	基本単位	サービス利用料金	ご負担額(1割負担)	ご負担額(2割負担)	ご負担額(3割負担)
8回以上	3261単位/月	34077円/月	3408円/月	6816円/月	10224円/月
7回	2821単位	29479円/回	2948円/回	5896円/回	8844円/回
6回	2418単位	25268円/回	2527円/回	5054円/回	7581円/回
5回	2015単位	21056円/回	2106円/回	4212円/回	6317円/回
4回	1612単位	16845円/回	1685円/回	3369円/回	5054円/回
3回	1209単位	12634円/回	1264円/回	2527円/回	3791円/回
2回	806単位	8422円/回	843円/回	1685円/回	2527円/回
1回	403単位	4211円/回	422円/回	843円/回	1264円/回

■総合事業加算項目(長岡京市)

加算項目	サービス単位	サービス利用料金	ご負担額(1割負担)	ご負担額(2割負担)	ご負担額(3割負担)
口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位	1672円/月	168円/月	335円/月	502円/月
科学的介護推進体制加算	40単位	418円/月	42円/月	84円/月	126円/月

■通所介護（例として長岡京市にお住まいの方 <5級地 1単位:10.45円>）

サービス内容	3時間以上4時間未満				
	サービス単位	サービス 利用料金	ご負担額 (1割負担)	ご負担額 (2割負担)	ご負担額 (3割負担)
要介護1	370単位	3866円/回	387円/回	774円/回	1160円/回
要介護2	423単位	4420円/回	442円/回	884円/回	1326円/回
要介護3	479単位	5005円/回	501円/回	1001円/回	1502円/回
要介護4	533単位	5569円/回	557円/回	1114円/回	1671円/回
要介護5	588単位	6144円/回	615円/回	1229円/回	1844円/回

■通所介護加算項目（例として長岡京市にお住まいの方）

加算項目	サービス単位	サービス 利用料金	ご負担額 (1割負担)	ご負担額 (2割負担)	ご負担額 (3割負担)
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	76単位	794円/回	80円/回	159円/回	239円/回
個別機能訓練加算Ⅱ	20単位	209円/月	21円/月	42円/月	63円/月
口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位	1672円/回	168円/回	335円/回	502円/回
科学的介護推進 体制加算	40単位	418円/月	42円/月	84円/月	126円/月

※口腔機能向上加算は、2回まで算定可能

※日常生活動作向上の為の機能訓練

その他の利用状況による加算内容（全利用者）

介護職員等処遇改善 加算(Ⅱ)	介護職員の賃金改善の為、利用者毎の1ヶ月の総単位数(上記の介護度に応じた基本サービス費と各種加算)に9.0%を乗じた基準額に対し介護負担割合証に記載の割合に応じた額
--------------------	--

その他利用料金 おむつ代 1枚100円

- ☆ ご契約者がまだ要介護認定をうけていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者の保険給付の申請を行うため必要となる事項を記載した『サービス提供証明書』を交付します。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
- ☆ 上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、ご契約者様との居宅サービス計画等に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ☆ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額がご契約者様の自己負担となりますのでご相談ください。

(2) 利用料金のお支払い方法

- ・ サービスを提供した当月初日から末日までの利用料金は、翌月の20日に引き落としとなります。
- ・ 現金でのお支払いも可能となっております。サービス利用当月初日から末日までの料金を翌月にまとめてお支払いください。

(3) 利用の中止、変更、追加(契約書第6条参照)

- 利用予定日の前日に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、正当な事由がある場合(救急搬送・入院・急を要する受診・感染症・訃報 等)は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の全額 (自己負担相当分)

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 苦情の受付について(契約書第19条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口(担当者)

[職名] 管理者 加藤 なみ

○ 受付時間 毎週月～金曜日 8:30～17:00 土曜日 8:30～12:30

土日・祝日・ゴールデンウィーク・お盆・年末年始は除く

電話番号:075-874-3011

○ 苦情処理を行うための処理体制・手順

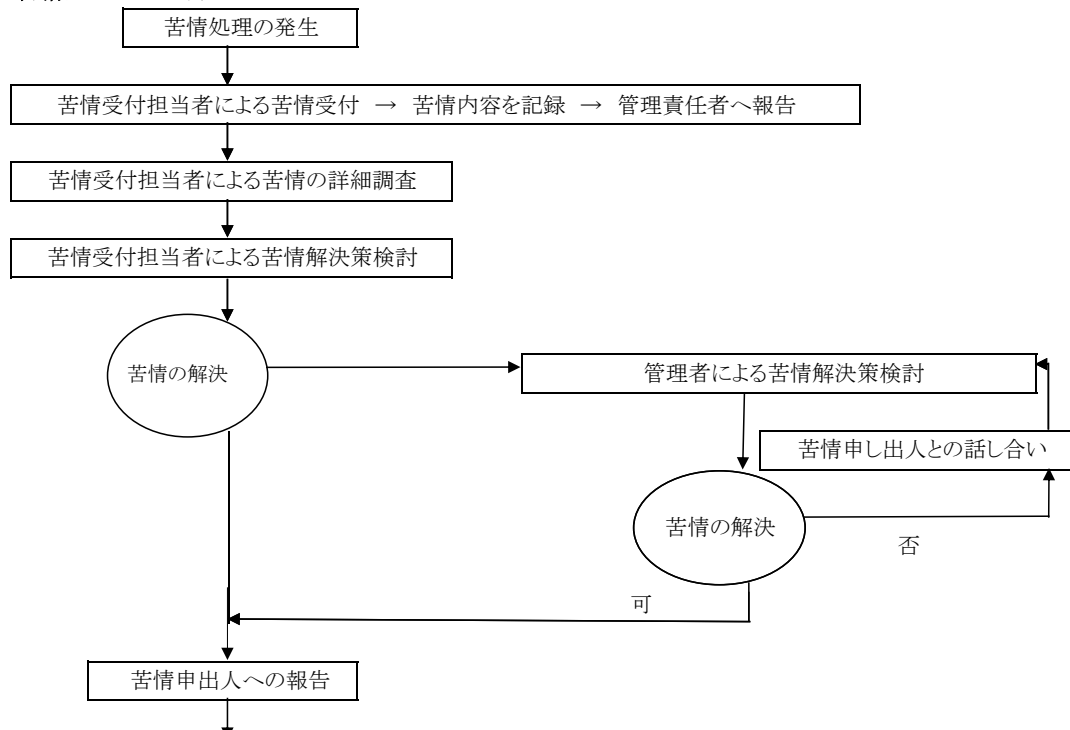
- ・ 苦情があった場合は、直ちに生活相談員が相手側と連絡を取り、直接自宅に伺うなどして詳しい事情を聞くとともに、関係職員から事情を確認する。
- ・ 生活相談員が必要と判断した場合は、管理者まで含めた検討会議を行う。
(検討会議を行わないまでも、必ず管理者まで処理結果を報告する)
- ・ 検討後、速やかに利用者に対して謝罪又は改善策を説明し理解を得るなど具体的な対応を行う(時間を要する場合も、その旨を翌日までには連絡する。)
- ・ 処理結果は、必ず台帳に記録して残し、再発防止に役立てる。

○ 当事業所で解決されない場合

ご契約者からの苦情について、当事業所で解決されない場合は次の関係機関に申し立てることができます。

京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護管理係 相談担当 〒600-8411 京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620番地COCON烏丸内 電話 075-354-9090 ◎午前 9時00分～午後12時00分、午後 1時00分～ 午後 5時00分 (土・日・祝日・年末年始は除く)
京都市 西京区 洛西支所保健福祉センター 健康長寿推進課高齢介護保険担当 〒610-1143 京都市西京区大原野東境谷町二丁目1-2 電話 075-332-9274 ◎午前 8時30分～午後 5時00分 (土・日・祝日・年末年始は除く) 京都市 西京区役所保健福祉センター 健康長寿推進課高齢介護保険担当 〒615-8522 京都市西京区上桂森下町25-1 電話 075-381-7638 ◎午前 8時30分～午後 5時00分 (土・日・祝日・年末年始は除く)
長岡京市役所 健康福祉部 高齢介護課介護保険係 〒617-8501 京都府長岡京市開田一丁目1番1号 電話 075-955-2059 ◎午前 8時30分～午後 5時00分 (土・日・祝日・年末年始は除く)
向日市役所 市民サービス部 高齢介護課 〒617-8772 京都府向日市寺戸町小畑5番地の1 東向日別館 電話 075-931-1111 ◎午前 8時30分～午後 5時00分 (土・日・祝日・年末年始は除く)

苦情処理の進め方



苦情の解決、及び結果を記録 → 管理責任者へ報告

7.非常災害対策

当事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災及び避難に関する計画を作成します。防災計画に基づき、非常災害に備え、職員及び利用者に周知徹底を図るため、年2回避難救出その他必要な訓練を実施します。

8.緊急時における対応

利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合は、またはその他必要な場合には、速やかに主治医又は協力機関に連絡する等の必要な措置を講じます。

9.事故発生の対応

- (1) 事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所などに連絡をするとともに、必要な措置を講ずる。
- (2) 当該事故状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- (3) 利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
- (4) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止に努める。

10.個人情報の保護及び秘密の保持について

- ※ 事業所は、ご契約者及びそのご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。
- ※ 事業所が得たご契約者及びそのご家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、ご契約者様の個人情報を用いる場合は同意を、ご家族様の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

11.特別警報および警報が発令された際の対応について

当事業所は、長岡京市内において、自然災害等の特別警報および警報が発令された際、利用者の安全を第一に考えた上で、通常営業をさせていただきます。

但し、送迎業務に危険が生じる等、利用者の受け入れが困難と判断された際は、やむを得ず、臨時休業や時間変更をさせていただく場合がございます。

臨時休業や時間変更がある場合は、当事業所よりご連絡させていただきます。

また、ご利用途中に上記警報が出た場合、安全が確保されるまで施設にて待機していただく場合もございます。

その場合、お送り時間の大幅な遅れが生じる可能性もございますので、ご了承ください。

また、感染症等の流行や緊急事態宣言の発令に対しては、行政の指示に従い、状況を見ながら対応することといたします。

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

デイサービス きたえる〜む 長法寺

説明者職名 管理者 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。また、本書面を受領しました。

利用者住所

氏名 印

代筆者住所

氏名 印

利用者との関係

<重要事項説明書付属書類>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 亜鉛メッキ鋼板葺二階建
(2) 建物の延べ床面積 391.42㎡

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

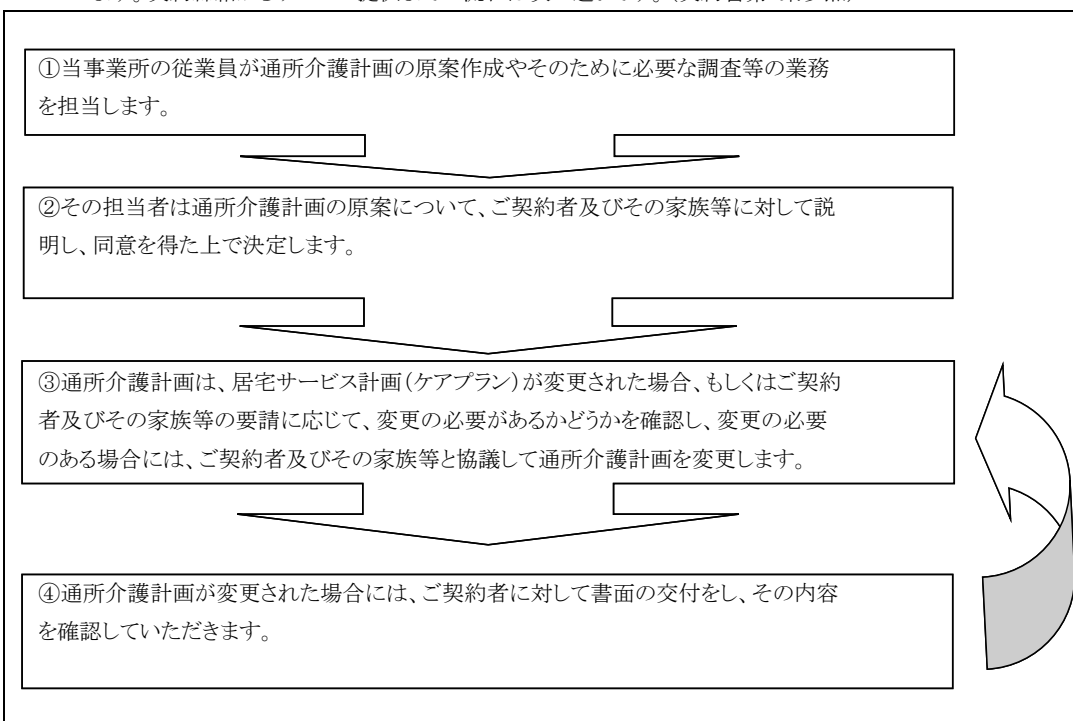
介護職員 ご契約者の日常生活上の介護並びに健康維持のための相談・助言等を行います。
10名の利用に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員 ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
1名以上の生活相談員を配置しています。

機能訓練指導員 ご契約者の機能訓練を担当します。
1名以上の機能訓練指導員を配置しています。

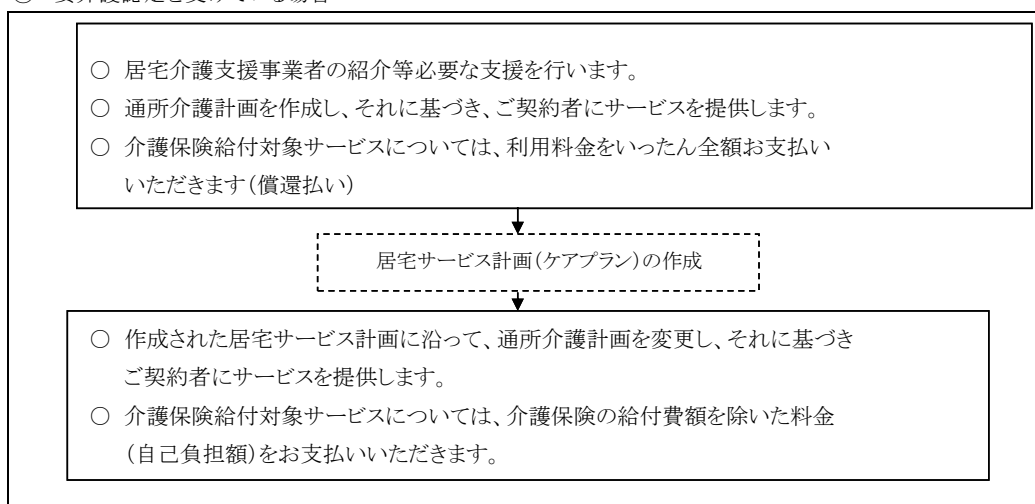
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。(契約書第3条参照)

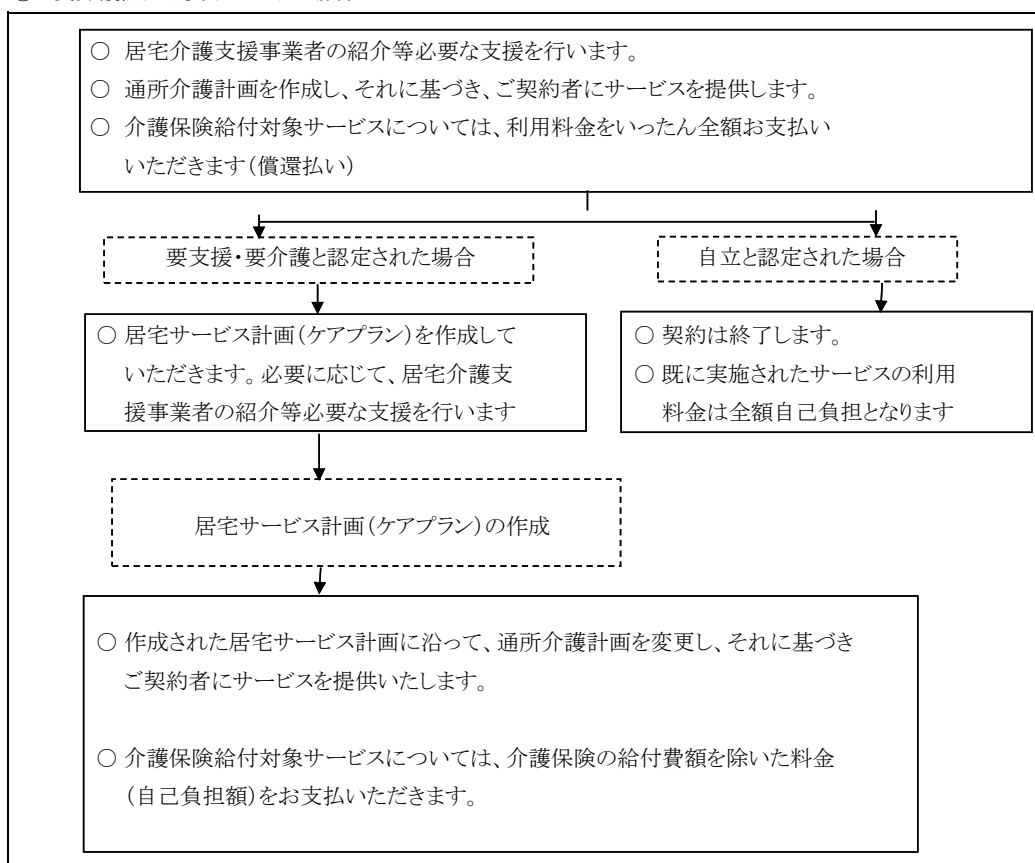


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画(ケアプラン)」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合



② 要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務(契約書第8条、第9条参照)

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。貴重品を持参した場合は、従業員に申し出て頂き、担当従業員が管理することとします。申し出が無く、万が一紛失した場合の責任は負いません。
- ② ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ③ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ④ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません(守秘義務)但し、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者との契約終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ書面にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意(契約書第10条参照)

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにも係らず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- サービスを提供した時点で料金が発生します。施設到着後、サービスの提供を受けた時点で利用料を請求することになります。
- 帰宅の際の途中下車は禁止とします。

(2) 喫煙

事業所内全て禁煙です。

6. 損害賠償について(契約書第11条、第12条参照)

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者からの契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第14条参照)

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判断された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービス提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出が合った場合(詳細は以下をご参照下さい)
- ⑦ 事業者からの契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい)

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出(契約書第15条、第16条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者からの利用契約を解除することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届書をご提出下さい。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ ご契約者の「居宅サービス計画(ケアプラン)」が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財産・信用等傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財産・信用等を傷つけた場合もしくは傷つけられる恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出(契約書第17条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払が3ヶ月以上延滞し、相当期間を定めた催告にも係らずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 体調不良等により、1ヶ月以上利用が中断した場合は、担当ケアマネージャーと相談の上、契約の見直し又は契約を解除することができます。

(3) 契約の終了に伴う援助(契約書第14条参照)

契約が終了する場合には、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うように努めます。